

令和3年7月30日（金）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第138回船員部会

【岡村労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第138回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ウェブ会議により開催させていただきます。

まず初めに、ウェブ会議の操作方法についてご案内させていただきます。委員の皆様におかれましては、カメラ、マイクの通信はOFF（マークにスラッシュが入った状態）のまま、ご発言される際のみカメラ、マイクをONに、ご発言が終わりましたらカメラ、マイクをOFFにさせていただきますようお願いいたします。

発言時以外にカメラ、マイクがONの状態の方がいらっしゃいますと、通信状況が不安定になったり、回線が切れてしまうおそれがございます。発言終了時にはカメラ、マイクを必ずOFFにさせていただくようお願いいたします。

また、傍聴者等の方々については、円滑な会議運営のため、映像、音声を拾わないよう、カメラ、マイクを常に切った状態（マークにスラッシュが入った状態）で傍聴をお願いします。

その他ご不明な点、映像や音声通話に不具合が生じた場合は、事前にお伝えしている事務局の緊急連絡先にてご連絡ください。

議事に入ります前に臨時委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。6月をもって中島臨時委員が退任され、7月から新たに就任されました友田臨時委員でございます。一言ご挨拶をいただければと存じます。

【友田臨時委員】 日本船主協会常勤副会長の友田でございます。前任の中島副会長の後を継ぎまして、本部会の臨時委員として参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【岡村労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。

また、事務局を務めさせていただいている海事局に人事異動がございましたので、ご紹介

介いたします。

坂巻大臣官房審議官です。

【坂巻審議官】 7月1日に審議官を拝命した坂巻でございます。よろしくお願いたします。多門のほうが中国運輸局長になりまして、その後を継ぐことになりました。前職は自動車局、その前は海上保安庁ということで、多門ほど皆様になじみがないかと思いますが、これから大変お世話になります。よろしくお願いたします。

【岡村労働環境技術活用推進官】 続きまして、谷口船員政策課長です。

【谷口船員政策課長】 船員政策課長を拝命しました谷口と申します。この前は港湾局の港湾経済課長で港湾運送事業を担当しておりました。また、その前は、自動車局でトラック、バス、タクシーの運転者の皆さんの働き方改革などを担当しておりました。船員関係は今回初めてでございますが、ぜひご指導いただきますようよろしくお願いたします。

【岡村労働環境技術活用推進官】 以上でございます。

本日の船員部会は、委員及び臨時委員総員19名中16名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、ウェブ会議となっておりますので、事前にお配りした資料をご覧ください。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは早速、議事を進めてまいりたいと存じます。

まず、議題1の審議事項でございます「船員に関する特定最低賃金の改正について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

【富田労働環境対策室長】 労働環境対策室長の富田でございます。資料の説明を申し上げます。

まず、資料1でございます。諮問第385号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について」でございます。最低賃金法第35条第7項の規定に基づきまして、諮問させていただいたものでございます。

諮問の概要でございます。資料1-2をご覧くださいと思います。

最低賃金は、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として設定するものでござい

まして、船員に関しては国土交通大臣が交通政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて決定することとなっております。

船員の最低賃金につきましては、内航鋼船につきましては昭和43年度から、旅客船につきましては昭和48年度から、漁船員につきましては昭和56年度からそれぞれ設定しているところでございます。

今般の諮問業種につきましては、船員の生計費、類似の船員の賃金、通常の事業の支払い能力を考慮して、全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金の改正について諮問することとしたところでございます。

現在設定されております4業種の適用する使用者及び船員、最低賃金額及び決定公示の一覧につきましては次のページ別紙のとおりとなっております。

今般諮問させていただいた2業種のほか、漁業では、かつお・まぐろ及び大型いか釣りがございますけれども、かつお・まぐろにつきましては、現在、具体的な額について労使で継続して協議中ということになってございます。

次ページ以降は、実際の最低賃金の公示内容で、内航鋼船、旅客船、それぞれ添付させていただいておりますけれども、こちらの説明は割愛をさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

今回もウェブ会議でございますので、委員の皆様が同時に話し出してしまうことを避けるため、発言は私の指名の上で行っていただきます。発言を希望されるときは、カメラとマイクをONにして、「部会長」と発言いただき、私より指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃった後にご発言をお願いいたします。ご発言の際には、該当する資料のページ、記載がある箇所などを必ず述べた上でご発言をお願いいたします。

それでは、本件につきましてご質問等ございますでしょうか。

【松浦臨時委員】 部会長、よろしいでしょうか。松浦です。

【野川部会長】 松浦委員、お願いいたします。

【松浦臨時委員】 ありがとうございます。

ただいまご説明がありました諮問第385号の船員に関する特定最低賃金につきましては、特段の異議はございませんけれども、別紙1ページ目の漁業（かつお・まぐろ）の現在審議中というところについて、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

【野川部会長】 事務局、お願いいたします。

【富田労働環境対策室長】 かつお・まぐろ漁業につきましては、もともと遠洋まぐろ漁業というところから、かつお・まぐろまでに適用範囲を拡大するということが決まっております。具体的な賃金額をどうするかというものについては、現在は労使で額について協議中という状況になってございます。これまでも労使ミーティングという形で14回ほど検討が進められておりますけれども、いまだ合意には至ってないという状況でございます。ちなみに、14回目の労使ミーティングは昨年12月に開催しております。以降、進捗状況については当方でも確認しておりますけれども、その後、具体的な進展はしてないと伺っております。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【松浦臨時委員】 よろしいですか、部会長。

【野川部会長】 松浦委員、お願いいたします。

【松浦臨時委員】 ただいま事務局から説明がありましたけれども、確かに私の記憶でも、平成27年だったと思いますが、10月に答申を受けて、漁業のかつお・まぐろの最低賃金額の議論が始まって、この最低賃金額がいまだに決定されていないと思います。

この漁船員の最低賃金については、長きにわたって議論された中で、先ほど事務局から話がありましたけれども、漁船の遠洋まぐろ最低賃金から、この漁船（かつお・まぐろ）最低賃金になった経緯は、平成27年6月に国土交通大臣から交通政策審議会へ漁業に関する特定最低賃金の拡大についてという諮問が出されたのが始まりだと思います。そもそも最低賃金法が船員法の対象であって、船員についても労基法の適用対象である一般労働者と同様に適用されるという原則に基づきまして、地域別の最低もしくは特定最賃によって、例外なく最低賃金額が定められている一般労働者同様に、全ての船員について最低賃金を決定することが必要であるという大原則に基づいて、これまで中央では、先ほど言った遠洋まぐろ漁業に適用されている最低賃金について、遠洋かつお、それから、近海かつお・まぐろ漁業についても含めて、業種拡大をして、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金という形で審議が始まっているものだと思います。

今、事務局のほうから説明がありましたけれども、14回目のミーティングを開催したということをおっしゃっていましたが、もう既に始まって6年がたっております。担当部局として、具体的にどういう形でこれを進めていこうということがあれば、説明してください。お願いします。

【野川部会長】 事務局、お願いいたします。

【富田労働環境対策室長】 現在は、まずは労使で話し合っ額を決めましょうということ
ことで話し合いが進められていると認識をしておりますので、まずは労使で話し合っ決
め
て
いただくと。そこで、何らかの話し合いがつかなくて、別の方法を考える必要があるとい
うことが労使の間で出てくれば、それを踏まえて、検討していきたいと思っております。

【野川部会長】 松浦委員、いかがでしょう。

【松浦臨時委員】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

今、労使で話し合いをしていただいて、解決が図れればということをおっしゃっていま
すけれども、先ほど言ったように6年ですよ。6年、話し合いを続けていないわけではなくて、
話し合いを続けられていると思いますし、先ほど話があったように、14回のミーティング
をされているということですから、それが続いているにもかかわらず、それが解決されて
ないということなんですが、あまりにも無責任過ぎませんか。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

【富田労働環境対策室長】 現在の状況は、少なくとも最低賃金部会を27年ぐら
い
で
すかね。2回ほど開催して、そこではまとまらなかったもので、まずは労使で話し合いをして、
額を決めましょうということが始まって、今の状況が継続しているということですので、
まずはその労使の話し合いをやっていただく。労使ではもう決着つきませんということに
なれば、また別の方法ということは考えなければいけないと思っておりますけども、労使の
話し合いはもうできませんということになれば、労使としてその結論を出していただくこと
が必要かなと思っております。

【野川部会長】 松浦委員、ご懸念はいろいろとお聞きして、私もそれは共有して
お
り
ます。また、今日もそのご懸念はちゃんとテークノートされておまして、議事録にも残
ります
が、私からも一言申し上げますと、この話し合いが始まるよりも以前から、私、海
事
局長のところに直訴をして、最低賃金法が適用され、最低賃金制度が明らかに適用される
立場
にありながら最低賃金が存在しないという労働者がこのように長きにわたって存在し
続
けるということの異常さというのは指摘申し上げてまいりましたし、私の拙著である
労
働法のテキストの中にも、ほかの労働法のテキストには書いていないんですけど、は
っ
き
りとそれを指摘しました。日本の最低賃金制度の根本的な欠陥の一つであるとい
う
こと
で
ござ
いますので、これは以前に比べれば広く、関係各方面には知れわたっていること
で
ござ
います。今回のコロナ禍があつて、そうしたこともあつてストップをしている状態もあ

と思いますので、もしそれが少しなりとも進まないということであれば、私からも当事者の1人として何らかの対応をしたいと、このように思っておりますので、ぜひ松浦委員も組合の立場からご協力をお願いしたいと、このように存じます。いかがでしょうか。

【松浦臨時委員】 ありがとうございます。部会長のおっしゃることも十分理解しております。部会長がいらっしゃって、部会長のほうからそういうお話があった中で、こういう今のかつお・まぐろという形で最賃が始まったということも、私も直接部会長から聞かせていただいておりますので、十分理解した上で質問しているつもりです。今、部会長がおっしゃったように、コロナ禍ということはあるかも知れません。しかしながら、あまりにも長過ぎるので、そろそろ担当している部局として責任を持って、先ほどから話があるように、船員法を管轄している国土交通大臣のほうから交通政策審議会のほうに諮問されて審議されているわけですから、それを担当している部局が責任を持って最終的にどう判断するかというのは当然必要だと思います。労使、労使という話がありますけれども、それも必要かも知れませんが、それで片づかなかった、どうしても解決が図れない場合については、担当している部局が責任を持って判断をしていただきたいと思いますので、そのほうは、今、部会長がおっしゃったように、お任せをしますけれども、しっかり担当部局として責任を持って判断してください。お願いします。

【野川部会長】 ありがとうございます。

船員政策課長、お願いします。

【谷口船員政策課長】 今いただきましたご意見、きちんと受け止めて、議論が促進されるように工夫を考えたいと思います。

【野川部会長】 私も、今ご意見を伺って、先ほど申し上げたとおりに、松浦委員以上に懸念を持っているものでございます。このままずっと行ってなし崩しということはないということだけはお約束したいと思いますので、見守っていただきたいと思いますとともに、先ほど申しましたように、組合としてもぜひご協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【松浦臨時委員】 よろしく申し上げます。

【平岡臨時委員】 部会長、よろしいでしょうか。関連で。平岡です。

【野川部会長】 平岡委員、お願いします。

【平岡臨時委員】 先ほど今年度の最低賃金の諮問のお話がありましたが、その中で、漁業のうちかつお・まぐろについては、先ほど松浦委員が言われたと思うんですが、大型

いか釣り漁業に対する事務局の方からの説明をなぜ今年はしないのか、その理由を伺いたいと思います。あと、先ほどからの論議に関連して、いか釣りも含めて6年間も漁船員の最低賃金が全く中央のほうで議論されていないことについては極めて異常な状況じゃないのかと。先ほど部会長のほうから、最低賃金制度が適用されいながら、最低賃金が存在しない労働者が存在することはいかなものかというご発言もあったわけですが、それも踏まえまして、考え方を明らかにしていただきたいと思います。

【野川部会長】 最初、大型いか釣りの件ですね。お願いします。

【富田労働環境対策室長】 まず、大型いか釣りについてですけれども、現存している大型いか釣り漁船については、対象が1隻のみであるということと、その賃金額が最低賃金額を大幅に上回る金額であるといったことを踏まえまして、今年度も諮問を見送る判断をさせていただいたところでございます。

【野川部会長】 大型いか釣りの見送りの件はそういうことですが、平岡委員、いかがでしょうか。

【平岡臨時委員】 よろしいでしょうか。以前からそのようなお話をされるわけですが、1隻しかいないから、それで、最低賃金を上回っているから、説明しないという話でしょうけれど、実際に200トン以上のいか釣り漁船というのはかなりいるわけですよ。それらも対象になるということを考えれば、最低賃金を協議しないというのはいかなものか。幾ら1隻だけで、乗組員の賃金が上回っているから必要ないという話をされますが、最低賃金ですから、それは事業者が支払わなければならない最低限の賃金ですから、毎年、改定等に関する話があってもいいんじゃないかと思います。

また、200トン以上のいか釣り漁船に乗り込まれている船員さんについては全く最賃が適用されてないのかというような話にもなりますので、それに関してはどうなんですか。

【野川部会長】 お願いします。

【富田労働環境対策室長】 まず、最低賃金の目的として、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図ることがございますので、先ほど申しましたとおり、大型いか釣り漁船については最低賃金額を大幅に上回る金額の賃金額が払われているということですので、特に最低賃金の改正をもって改善を図るところまでは必要ないのではないかと思います。

それから、そのほかのいか釣り漁業につきましては、委員がおっしゃるとおり、最低賃金は設定されていない業種への適用範囲の拡大ということはもう一つの課題ということ

認識しております。これらの課題につきましては、全体の適用範囲の課題の検討の中で、検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ちょっと私からも補足をいたしますと、最低賃金制度は毎年必ず最低賃金の改善を諮問しなければいけないという制度になっているわけではございませんので、最低賃金が安定的にクリアされているという状況であれば、必ずしも諮問しない年もあるということは皆様よくご存じのとおりでございます。

恐らく大型いか釣りというのは、今のところ、必ず今年はしなければいけないだろうという事態までは至っていないということなので、これが、また事態が変われば、当然、諮問が行われることになるだろうと思います。

それから、その他のいか釣りに関しては、先ほど松浦委員がご懸念としてご指摘いただいたところと同じでございます。その一環として、私も非常に懸念を持っておりますので、将来的には、まさに日本の労働者で最低賃金制度があるのに、つまり、先ほど適用除外という言葉がありましたけど、適用除外ではないんですよ。適用除外ではなくて、適用されているのに、最低賃金が存在しない。そのことが異常なのでね。適用除外であるんだったら、制度上そうになっているわけですから、致し方ありませんけど、そういう異常な事態が解消されるよう、私も私の立場で努力いたしますし、労使、また、行政ともども協力して、できるだけ早く、こういった事態が解消されるようにしていきたいと思っておりますので、今日いただいたご懸念、松浦委員、また、平岡委員のご懸念、しっかりと受け止めて、今後対応していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【松浦臨時委員】 部会長、よろしいでしょうか。松浦です。

【野川部会長】 松浦委員。

【松浦臨時委員】 手を挙げる前に部会長のほうから説明があったので、どうしようかと思いましたが、いか釣りの件についても、部会長がいらっしゃったときに、いろいろ大型のいか釣りがどうだとか、中型いか釣りがどうだとかという話がたくさんあった中で整理をされた上で、先ほど話があったかつお・まぐろという最賃に至った経緯を踏まえて、大型いか釣りという表現をどうするかということも含めて、許可の場合なのか、それとも実態に合わせてどうするかということまで、たしかこの部会で審議、議論がされたと思っております。その整理が、この大型いか釣りの、最賃について諮問をする場合につ

いては、ほかのいか釣り漁業についても含めた上でどうするかという検討をしっかりとさせていただいた上でスタートしたいというのが事務局の話だったと私は思っておりますし、それがあったので、あまりそれ以降は話をしておりませんが、今部会長のほうからお話がありましたので、ぜひとも大型いか釣りというところについても、いか釣り漁業全てについて最賃が設定をされるように、事務局のほうとしては、しっかりと関係者から話を聞いた上で、議論の場を早急につくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

【野川部会長】 ありがとうございます。今、事務局全員うなずいておりますので、ちゃんと、今後それにどう対応するか検討をしていただきたいと、私からもお願いをしておきます。ありがとうございます。

ありがとうございます。ほかにご覧いただけますでしょうか、この最賃の件に関しまして、よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に進ませていただきます。ごめんなさい。特になければ、これの決着をきちっとつけなければいけません。

特になければ、全国の……。

【平岡臨時委員】 部会長、しつこいようですが、いいですか。平岡です。

【野川部会長】 平岡委員、どうぞ。

【平岡臨時委員】 先ほど部会長のほうから、いか釣り船で、大幅に今の最賃を上回っているのであれば、毎年毎年改善する必要はないんじゃないかというお話がありましたが、対象船舶が1隻で最低賃金を上回っているからという理由だけで、一切諮問もなされない。また、その対象船舶がどうなっているのかということについて海事局が把握しているのかも疑問なんですけど、先ほど部会長がおっしゃったことを踏まえて、当局としてもしっかり把握して、きちっと諮問できるような状況づくりを早急にしてください。

【野川部会長】 ご依頼、承りました。

ちょっと誤解があると何ですから補足いたしますと、ある領域で最低賃金を上回る賃金が払われていれば改善する必要がないと言ったのではなくて、ほかにも経済状況であるとか、平均賃金であるとか、いろいろなことを踏まえて、諮問するかどうかということが検討されるわけです、毎年ね。ですから、大型いか釣りに関しても、単に今のところ賃金が高いからとか、1隻だからということだけで諮問が見送られているわけではございませんのでね。これ、また当然、平岡委員がご指摘のようないろいろな状況を踏まえて諮問される

ことはあると思います。ですから、その点をご了解いただきたいということと、中小のいか釣り漁船の船員さんの最低賃金というのは、一方ではいか釣り船全体の状況とも絡まり、一方では、今最低賃金の額が決まっていない、ほかの多くの漁船の方との関係も絡まりますので、そうしたことも含めて、先ほども申し上げましたが、しっかりとこれから検討していきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、特になければ、全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金の改正に関する審議につきましては、船員部会運営規則第12条第1項の規定におきまして、「船員部会に、最低賃金法第37条第2項の規定に基づき、最低賃金の決定または改正の決定の審議に必要な数の最低賃金専門部会を置く」とされておりますので、2業種につきまして、それぞれ最低賃金専門部会を設置して審議を行うこととしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

なお、専門部会のメンバーにつきましては、船員部会運営規則第12条第5項の規定により、船員部会長が指名することとなっております。具体的な人選につきましては、事務局と相談しながら進めていきたいと存じますので、部会長にご一任ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、そのようにして進めてまいりたいと思います。

では、続きまして、議題2に移ります。議題2の審議事項である「船員派遣事業の許可について」でございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより、当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書きの規定により、審議を非公開とさせていただきます。マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はウェブ会議からご退出をお願いいたします。非公開での審議となりますので、関係者以外の方全員がウェブ会議から退出しないと議事が始められないため、ウェブ会議からのスムーズな退出にご協力をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日、意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について許可することが適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。

何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局よりお願いいたします。

【岡村労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第138回船員部会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には会議にご出席を賜り、ありがとうございました。

— 了 —